

## 第4章 第8期計画の施策の展開



## 第1節 基本理念

高齢化の進展に伴い、認知症や、医療ニーズの高い高齢者、重度の要介護者、単身や高齢者のみの世帯等の増加が見込まれています。

住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して自立した生活を続けるためには、高齢者が自身の健康に関心を持ち、積極的に認知症予防や介護予防に取り組むことが求められます。また、たとえ認知症や重度の要介護状態になっても、医療や介護、生活支援サービスなどが切れ目なく提供される体制づくりが必要です。

平成30年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、「地域包括ケアシステム」の推進をさらに充実させていくこととなりました。

また、第8期計画では、高齢化が進むなかで、認知症施策に対する課題や必要性についても、ますます重要になってきており、国の認知症施策推進大綱の5つの柱である「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス、介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進、若年性認知症への理解・支援、社会参加支援」、「研修開発・産業促進・国際展開」を地域で展開できるよう、さまざまな具体的な施策が必要となってきます。

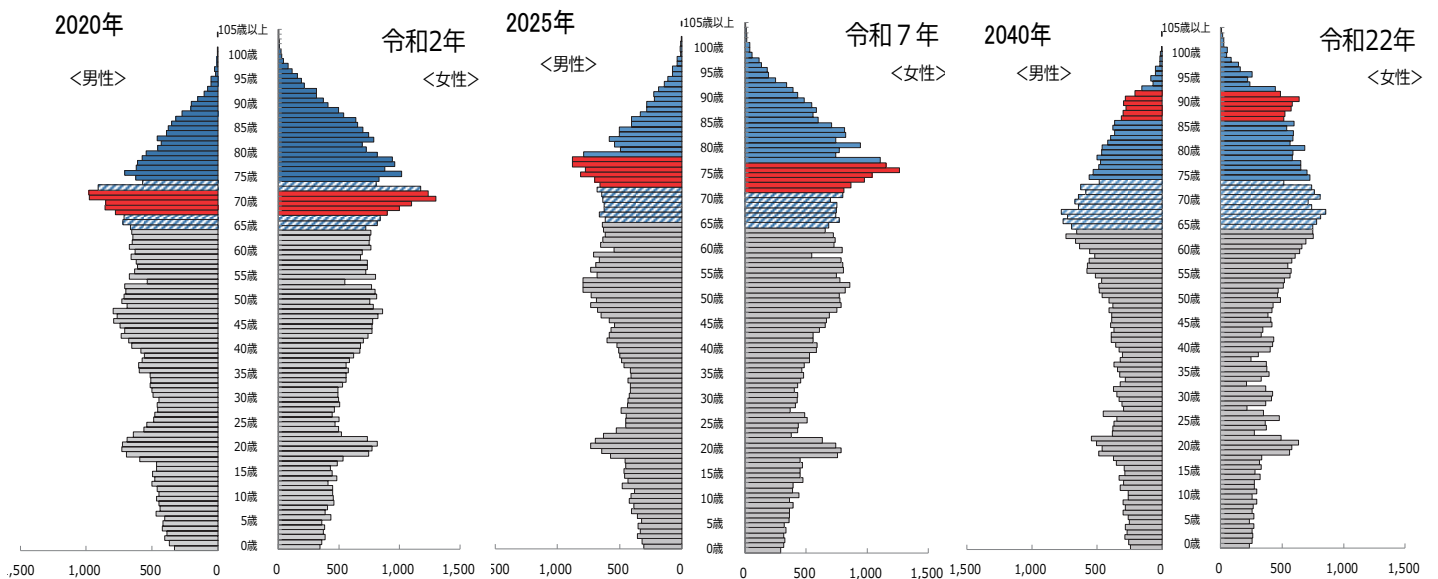
本市では、この地域包括ケアを推進するとともに、今後さらに増加が予想されている認知症の高齢者を地域で支えるため、認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員と介護サービス関係機関等とのネットワーク形成を進めています。

さらに、地域共生社会の推進をさらに深めるため、庁内関係部局との連携、まちづくりとの連携をはかり、第8期計画についても、第7期計画の地域包括ケアの基本理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で誰もが安心して、自分らしく充実した暮らしを送れるような体制づくりをさらに推進していきます。

令和2年(2020年)

令和7年(2025年)

令和22年(2040年)



高齢者が健康で安心して暮らせる地域づくり

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

(2) 地域包括支援センターの充実・推進

(3) 地域ケア会議の充実・推進

2 認知症施策の推進

3 医療・介護連携の推進

4 地域共生社会の実現に向けて

(1) 地域福祉の推進

(2) 安心して住み続けられるまちづくりの推進

(3) 積極的な社会参画の推進

## 第2節 計画のグランドデザイン

### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

平成30年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進」、「医療・介護の連携の推進」、「地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等」が第7期計画よりスタートし、地域包括ケアシステムの充実が進められています。

今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤として地域共生社会づくりや介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代(担い手)の減少への対応が重要となっています。

また令和元(2019)年6月に、「認知症施策推進大綱」がとりまとめられ、認知症施策を推進していくことが示され、地域包括ケアシステムは、さらに具体的な展開が求められている状況です。

第8期計画においては、これらの施策をより具体的に深化・推進していくために、これまでの施策の強化・充実に加え、地域資源の活用、住民主体の取り組み等についても、地域共生社会の概念を取り入れ、活力のある地域包括ケアシステムの展開を図っていきます。

#### (1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

##### ① PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに沿った一般介護予防事業の推進

生活機能の低下した高齢者に対して、身体機能の改善だけでなく高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促進することで、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、生活の質の向上を目指します。

地域で高齢者が自主的に介護予防に取り組んでいけるようなアプローチとして、通いの場への参加促進のためのアウトリーチや参加者数や参加者の健康状態等を把握し、リハビリテーション専門職等と協働し、自ら介護予防に取り組む地域づくりを進めていきます。

##### ② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の検討

介護予防の効果的な推進の観点から、医療保険制度における保健事業との一体的な実施が求められており、別府市の衛生部門である健康づくり推進課(4月より健康推進課に名称変更)、医療保険部門である保険年金課及び大分県後期高齢者医療広域連合等と連携することで、現役世代の生活習慣病対策とも意識した取り組みができるよう一体的な実施に向けた検討をおこなっていきます。

##### ③ 自立支援・重度化防止に向けた取り組み

自立支援に資する取り組みを推進し、介護サービス事業所自らが高齢者の自立支援に向けた質の高いサービスが提供できるよう、リハビリテーション専門職等の関与を促進する事業に引き続き取り組みます。また自立支援・重度化防止に取り組む介護サービス事業所に対する評価の検討を実施します。

#### ④ 介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な活用推進

総合事業の効果的な推進に向けて、介護予防・生活支援サービス事業を受けていた要支援者等が要介護認定を受けても、本人の希望により引き続き介護予防・生活支援サービス事業が受けられるよう、介護サービス事業所の意向も踏まえ、対象者や単価の弾力化を検討します。

また短期集中型サービス（サービスC）を実施し、サービス終了後に通いの場や一般介護予防事業につなぐ取り組みを実施していきます。

#### ⑤ 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実

介護予防における様々なデータ活用により、地域の多様な関係団体や専門職等と協議を重ね、課題に沿った介護予防活動を実施していきます。

#### ⑥ 在宅医療と介護の連携の推進

在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、看取りや認知症への対応強化の観点を踏まえ、県や他市町村の医療・介護等の関係者と情報連携を推進していきます。

#### ⑦ 要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標

要介護者・要支援者が本人の状態に応じて生活している地域で、必要なりハビリテーションを利用しながら健康的に暮らすことができるために、要介護者・要支援者が自立支援に取り組みながら、本人が望む暮らしを送ることができることを目指します。

#### ⑧ PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備

PDCAサイクルに沿った取り組みを推進するためには、企画・検証等をおこなう体制が重要であり、人口や認定率、介護レセプト等のデータを分析した上で、それに基づく対策が実施できるように、医師会等専門職種団体や関係機関（社会福祉法人・医療法人・NPO・民間サービス等）と連携し、検討していきます。

### (2) 地域包括支援センターの事業の充実・推進

地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として設置されている機関です。介護保険関係のみならず、住民主体の活動の支援や住民の相談支援等、地域でのワンストップ相談窓口として、地域包括ケアシステムの根幹となる機関です。

本市においては、日常生活圏域ごとに、7つの地域包括支援センターを設置しています。

第8期計画では、地域の特性を生かした住民活動の支援や地域福祉やまちづくりとの連携、地域特性にあった自立支援・重度化防止の推進、市の総合計画との連携等、より身近な高齢者支援の窓口として、包括的な取り組みをさらに進めていきます。

#### ① 地域包括支援センターの体制充実

市からの委託により設置している地域包括支援センターは、地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、市と一体となって、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進する中核的機関である地域包括支援センターの体制強化を図っていきます。

地域包括支援センターの運営にあたり、対応機能強化のため、高齢化の状況（高齢者人口の増

加、要介護者・要支援者の増加)、相談件数の増加、困難事例及び平日以外の対応、地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等の活動を十分に行えるよう、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員のほか、3職種以外の専門職や事務職の配置を可能とします。

## ② 市との連携強化

地域包括支援センターの業務を明確にするため運営方針を定めるとともに、地域包括支援センター連絡会議を定期的実施し、市と地域包括支援センター間で情報を共有します。

## ③ 効果的な運営の継続

地域包括支援センター運営協議会を年数回開催し、地域包括支援センター業務実施状況等について協議をするとともに次の運営方針について定め、地域包括支援センターに周知し機能の充実・強化を図っていきます。協議にあたっては、全国で統一して用いられている「評価指標」を活用していきます。

## ④ 地域の他の相談支援機関との連携

総合相談支援を効果的に推進するため、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、医療機関、民生委員等のほか、障がい福祉サービスや別府市成年後見支援センター、別府市自立支援相談支援センターなど、地域における多様な支援者との連携を図っていきます。

## ⑤ 働く家族も含めた相談体制の充実・情報提供

所在地や営業日、業務内容などについて、パンフレットや市のホームページ、介護サービス情報公表システム等にて情報提供します。緊急対応や働く家族等からの連絡が受けられるよう、平日以外においても連絡を受けられる体制を整えます。

労働局や民間企業等と連携し、介護保険制度や介護休業制度等の周知を図り介護離職防止に向けた取り組みに努めます。

## ⑥ 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメント

自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関する基本方針を定め、福祉や医療サービス、地域資源などとそれを必要とする住民のニーズをつなぎます。

新規に配置された者を対象とした研修や地域の課題等をテーマとした研修を定期的実施するなど、職員が制度改正や社会情勢の変化にも柔軟に対応していけるよう、引き続き資質向上に向けた取り組みに努めます。

## (3) 地域ケア会議の充実・推進

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。地域ケア会議には、「個別課題の解決機能」「ネットワーク構築機能」「地域課題発見機能」「地域づくり・資源開発機能」「政策形成機能」といった5つの機能があります。

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの実践力を高めていきます。また、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を発見し、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげていきます。

### ① 地域ケア会議(個別事例検討)

市が主催する「地域ケア会議中央会議」と7つの地域包括支援センターが主催する「地域ケア会議圏域会議」を医療、介護等の多職種と協働にて、それぞれ月に2回程度実施します。

地域ケア会議の開催にあたっての対象事例の選定や方法などを市と地域包括支援センターが協議のうえ、それぞれの役割を共有します。また、主催者である市や地域包括支援センターは、事例提供者とも困りごと等の課題を事前に共有し、会議で検討する論点を整理しながら進めていきます。

会議では、介護支援専門員や介護サービス事業者等と多職種等をつなぐ場としても活用され、多職種からの知識や技術等を具体的に伝えることによって、介護支援専門員等の自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの実践力を高めることに努めます。

### ② 地域ケア会議(地域課題整理)

「地域ケア会議中央会議」及び「地域ケア会議圏域会議」に生活支援コーディネーターが参加することにより、地域資源の情報を伝えるとともに、個別事例から地域の課題と資源の把握、地域資源の充実(強化、開発)につなげていきます。

年に1回程度、各事業の担当者や関係者とともに、地域ケア会議から把握できた地域課題や各事業の取り組みから把握できた地域課題等を整理し、各事業の取り組み内容の見直しや介護保険事業計画等への反映などの政策形成につなげていきます。



## 2 認知症施策の推進

第7期計画においても、新オレンジプラン(認知症施策推進総合戦略)にもとづき、認知症施策の推進を行ってきましたが、令和元(2019)年6月に、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪とする「認知症施策推進大綱」がとりまとめられ、認知症施策を推進していくことが示され、認知症施策の推進をより具体的に進めることとなっています。

大綱では、「1. 普及啓発・本人発信支援」、「2. 予防」、「3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」、「5. 研究開発・産業促進・国際展開」の5つの柱に沿って施策を推進することとされています。

第8期計画においては、認知症の理解促進に関する住民への普及啓発活動や、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員による地域支援体制の整備、かかりつけ医や認知症サポート医、専門医療機関との連携による早期診断・早期対応に繋げるための体制の構築、地域における認知症高齢者支援に係る取り組み、認知症サポーターを活用した地域支援体制の構築等を具体的に進めていきます。

### (1) 普及啓発・本人発信支援

認知症に関する講演会、認知症サポーター養成講座を開催し認知症に関する正しい理解を深めるとともに、認知症の人とその家族の思いやメッセージを発信する機会を設けて、認知症についての関心を高めていきます。

世界アルツハイマー月間(毎年9月)に合わせて、市報に認知症に関する取り組みや相談窓口の掲載、イベントを実施していきます。

市のホームページに認知症に関する窓口や支援制度等の内容を充実させていきます。

認知症に関する情報を掲載している「認知症資源ガイド」をより多くの方に配布できるように設置場所や配布機会を増やします。

### (2) 予防

大綱と本計画では「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味となっています。

認知症予防に資する可能性が示唆されている、運動不足の解消、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等ができるよう、地域で高齢者が身近に通える場を拡充していきます。

早期発見・早期対応により認知症の進行を緩やかにする可能性があることから、発症前からの理解、発症の気づき、適切な医療・介護を受けること、継続した地域とのつながりや見守りができるよう、認知症に備えるための取り組みを行います。

### (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

#### ① 認知症の人の介護者への支援

介護者が一人で悩み地域で孤立することがないように、認知症の人の介護方法を学ぶ教室開催や、認知症の人やその家族が集い、当事者同士で気持ちを語り合い、情報交換できる場として認知症カフェを普及していきます。

ひとり歩きのおそれのある高齢者等の早期発見と速やかな身元確認が行えるよう引き続きオレンジステッカーの交付を行ないます。

#### ② 早期診断・早期対応に繋げる体制の構築

大分オレンジドクターや認知症サポート医や、認知症疾患医療センター等の認知症の医療に関する相談窓口の周知を行います。

認知症資源ガイドをもとに認知症ケアパスの周知を図り、その時の状態に応じた支援が受けられるよう内容の充実を図ります。

#### ③ 医療・介護関係者の情報共有の支援や研修

入退院時等に円滑な在宅復帰等ができるよう作成された東部保健所作成の情報共有ツールの利用促進や普段より医療・介護サービス等の情報共有のできるツールの作成に向けて取り組んでいきます。

また、医療・介護に関する参加型の研修や、多職種の協働・連携に関する研修の実施を行っていきます。

### (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

#### ① 地域支援体制の整備

認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」が、医療や介護サービス等の利用を希望しない等により社会から孤立している状態にある人への対応を認知症地域支援推進員と連携し、支援につないでいく体制を構築していきます。

#### ② 地域支援体制の強化

オレンジステッカーの交付とともに、行方不明となった場合に備え「地域住民異変情報の連絡等に関する協定」の締結事業所と関係機関に情報提供し早期発見を図るため、協定先の増加に向けた取り組みを行い、見守り体制の充実を図ります。

認知症サポーター養成講座を受講した方のうち、地域での活動を希望する方により認知症に関する理解を深めるステップアップ講座を開催し、地域の認知症の人やその家族の支援ニーズに合った支援につなげる仕組み（チームオレンジ）を構築していきます。

#### ③ 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分な高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して暮らしていくため、成年後見制度の利用を図ります。また財産管理のみならず、本人の意思や身上保護を重視した制度利用や、支援が必要な人が必要な支援を受けられる制度利用体制を整えます。

**④ 若年性認知症の人への支援**

大分県が実施している若年性認知症コールセンターを周知し、若年性認知症コーディネーターと連携して、若年性認知症の人への支援を図ります。

「認知症資源ガイド」に若年性認知症の方への支援について掲載し、情報提供を行います。

**(5) 研究開発・産業促進・国際展開**

市内には、別府大学、別府溝部学園短期大学、立命館アジア太平洋大学の3つの大学と、京都大学、九州大学の2つの大学研究機関があるため、認知症に関する新しい施策や取り組みについて連携して協議・推進していく体制を構築します。

### 3 医療・介護連携の推進

平成26年の介護保険法改正により、第7期計画から地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられました。

本市においても、予防・生活支援に加え、医療や介護が一体的に提供され、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるための地域包括ケアにおける取り組みや、「認知症施策推進大綱」の柱の1つである「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」等、さまざまな取り組みがなされていますが、第8期計画では、これに加え、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、PDCAサイクルに沿った取り組みを新たに加えた医療・介護連携の推進に取り組みます。

また、推進にあたっては、事業の理解の促進についても取り組み、医療と介護の連携を更に充実したものとしていくこととします。

#### (1) 現状分析・課題抽出・施策立案

地域の社会資源（医療機関、介護事業所の機能等）情報を把握し整理して、マップ等にて共有・活用します。大分県からの支援を受けつつ、企画立案時から医師会等関係機関との協働をはかり、将来の人口動態、地域特性に応じた在宅医療などのニーズ推計を行うことで、在宅医療・介護連携の課題を抽出し施策の立案を行います。

#### (2) 対応策の実施

別府市高齢者福祉課（4月より介護保険課に名称変更）と日常生活圏域ごとに設置された地域包括支援センターへの相談員の配置による相談窓口等を設置し、協働・連携を深めるための取り組みを支援していきます。また地域住民への普及啓発として、講演会やシンポジウムの開催、資料・チラシ等の制作、HPへの掲載を実施します。

#### (3) 医療・介護関係者の情報共有の支援や研修

在宅での看取りや入退院時等に活用できるような情報共有ツールの活用（終活支援ノート「別府市 これからノート」や、東部保健所作成の「情報共有ルール」）を支援していきます。また医療・介護に関する参加型の研修や、多職種の協働・連携に関する研修（地域ケア会議含む）を実施します。

## 4 地域共生社会の実現に向けて

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和3年4月より「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されることとなり、第8期計画では地域共生社会の推進がより具体化することとなります。

具体的には、包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等、高齢者施策にとどまらず、地域福祉との連携により、高齢者施策が「支援」から「共助」の考え方を取り入れた施策の展開や世代を問わない福祉施策の展開が可能となります。

第8期計画では、住民主体の地域の取り組みについて、包括的に取り組み、福祉やまちづくりと連携した通いの場の設置をはじめとする「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を取り入れ、地域生活課題について、住民や福祉関係者、関係機関との連携等による解決方策の構築、体制の整備に取り組めます。

### (1) 地域福祉の推進

#### ① 我が事・丸ごと地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

地域福祉推進のため、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について把握し、関係機関との連携等による解決を図っていけるよう、関係課と連携して「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備に努めます。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の能力に応じて自立した日常生活を続けていけるよう、医療、介護、生活支援・介護予防、住まい等の支援が包括的にできる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進していきます。

高齢者を中心に多世代が集まり交流できる居場所をつくり、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持って支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成を図り、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指していきます。

## ② 権利擁護

高齢者や障がい者、その他支援を必要とする方々が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、成年後見制度の利用をはじめとする専門的・継続的な支援等を行うことにより、高齢者等の権利擁護と福祉の増進を図ります。

### 《成年後見制度の利用促進体制の整備》

高齢者や障がい者本人の意思や身上に配慮した制度の利用を図るための体制を整備します。

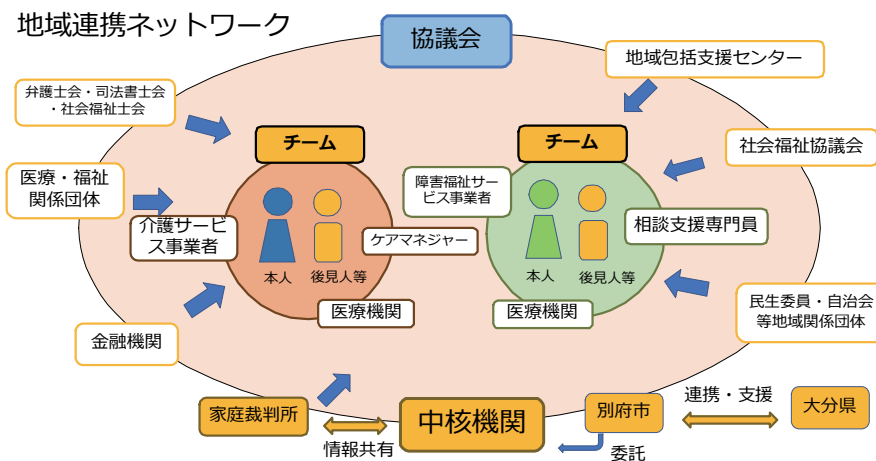
また、法人後見や市民後見の仕組みづくりや、市長申立て等の利用補助を行い、制度の利用の必要な人が必要な支援を受けることができる体制を構築します。

#### ア 中核機関の設置

成年後見制度の利用促進を図るため、「別府市成年後見支援センター」を中核機関として位置付けします。中核機関の機能として①広報機能（権利擁護の必要な人の発見や制度の周知・啓発）②相談機能（相談対応・見守り体制の調整）③利用促進機能（適正な後見人の選任）④後見人支援機能（本人を取り巻くチームによる支援）⑤不正防止機能（不正事案の発生抑止）を段階的に付加し、制度利用の体制を整備します。

#### イ 地域連携ネットワークの構築

制度の利用の必要な人が必要な支援を受けられる体制として、本人を取り巻く「チーム」と、地域や福祉・法律の専門職等の関係機関とで組織される「協議会」からなるネットワークを構築します。



#### ウ 法人後見・市民後見

今後の後見人の需要予測から、第三者後見人として法人後見人・市民後見人等のニーズが高まっており、多様な後見人の確保に向け、法人後見事業の支援や新たな担い手として期待される市民後見人の養成について積極的に取り組みます。

#### エ 基本計画の整備等

別府市成年後見制度の利用の促進に関する条例に基づき、ニーズに応じた制度利用の基本計画を整備します。また、制度利用の促進に関する調査・検討を行うための審議会を設置します。

#### オ 成年後見制度利用支援

成年後見制度利用にあたり、本人や親族ともに申立てが難しい場合に、市長の申立てにより、制度を利用できるように支援します。また、成年後見制度の申立てに係る費用及び後見人の報酬の助成を行います。

### ③ 高齢者虐待防止

虐待の通報件数は年々増加しており、依然として深刻な状況にあります。このため高齢者の虐待防止・再発防止に向けた施策を推進します。

#### ア 養護者による虐待防止

高齢者に身近に接している福祉従事者、市民及び民生・児童委員等を対象として、認知症や精神疾患等に対する正しい理解を図るための研修を行うとともに、家庭内における権利意識の啓発、福祉・介護サービス利用による養護者の負担軽減等の周知を行います。また地域での虐待の早期発見及び早期解決に向けた連携体制の充実に取り組みます。

#### イ 養介護施設従事者による虐待防止

養介護事業者等に対して高齢者虐待防止に関する正しい知識や技術を身に付けるための研修及び虐待を未然に防止するための組織づくりを目的とした研修を行います。

#### ウ 高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク

虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関や民間団体との連携協力体制の充実に取り組みます。

住民が中心の早期発見・見守りネットワーク、医療・福祉施設を中心とした保健医療福祉サービス介入ネットワーク、弁護士等関係専門機関介入支援ネットワーク等の役割分担等を明確にすることで、虐待の早期発見と防止に努めます。

#### エ 成年後見制度の利用

認知症により判断能力が不十分かつ虐待等で適切なケアがされていない高齢者に対して、成年後見制度の利用を検討します。また身寄りが無いなど、申し立てをする親族がない場合に市長申立てを行います。

#### オ 相談・支援

家族の不安や悩み権利擁護に関する相談窓口の市民への周知を図ります。また家族や事業者からの相談に対し助言や指導等を行うため、相談窓口には専門職を配置するなど相談機能の強化を図るとともに、関係機関との連携・支援体制の充実に取り組みます。

## (2) 安心して住み続けられるまちづくりの推進(まちづくり、交通、住宅等、防災、感染症対策)

地域共生社会の実現のためには、住まいやまちづくり、交通等の関係部署との連携も必要となってきます。

第8期計画は、別府市総合計画に位置付けられた計画の1つであり、地域づくりと連携したまちづくりを推進していきます。

また、これまでの避難行動要支援者対策等に加え、高齢者全体の防災対策について、別府市地域防災計画に沿って、地域の防災施策と連携した取り組みを推進します。

また、感染症対策についても、地域の保健施策と連携しながら、安心・安全な地域づくりを推進していきます。

### ① まちづくりの推進

本市では、自治会や多様な主体、団体が連携し、地域課題に取り組むため、協働のまちづくりの推進を行っています。

自治組織での活動や地域応援隊等によるボランティアや共助のしくみにより、安心して住み続けられるまちづくりの推進を行っています。

### ② 高齢者の住まいの確保と生活支援

生活に困窮している方や日常生活に支障のある方、社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、養護老人ホームの措置や軽費老人ホームの情報提供を行います。また、その高齢者の状況に関する担当部局や別府自立相談支援センター、居住支援を実施する団体等と連携を図っていきます。

大分県の居住支援協議会等の住宅セーフティーネット、あんしん住宅関連の情報周知に努めます。

### ③ 移動に関する支援

企画部総合政策課（4月より企画戦略部政策企画課に名称変更）が所管する「別府市公共交通活性化協議会」に関与し高齢者の移動ニーズの共有に努めます。また、介護予防・生活支援サービス事業による移動支援を検討・実施する場合においても連携を図っていきます。

### ④ 防災施策

地域での安心安全な暮らしの確保には、防災対策が不可欠です。

本市では、避難行動要支援者への支援について、地域と連携し、災害時の避難対応だけでなく、平常時の見守り等も含めた施策の展開を実施しています。

また、災害時にすべての地域住民が円滑に避難可能となるよう、避難情報発令のタイミングや指定避難場所及び緊急指定避難場所、福祉避難所の確認や避難方法についての周知徹底を実施していきます。

また、事業所に対しても、定期的な避難訓練の実施を促します。

### ⑤ 感染症対策

感染症対策については、地域の保健施策と連携しながら、安心・安全な地域づくりを推進していきます。



### (3) 積極的な社会参画の推進(ボランティア、有償ボランティア、自主活動等)

団塊の世代の介護ニーズの増加や介護人材の不足、地域コミュニティの希薄化、一人暮らし高齢者の増加等により、介護保険等の社会保障制度だけでは、地域包括ケアの維持が困難な状況が予測されます。

一方、高齢者の社会参画意識も向上し、第7期計画においては、本市の高齢者の社会参画についても広がりが見受けられる状況です。

今後は、地域におけるマッチングを行い、住民主体の活動の促進、ボランティア支援や新しい互助サービスの創出等を実施していくことが必要です。

第8期計画においては、さまざまな分野で、住民主体の活動を推進し、互助の仕組みの充実・普及を図っていきます。互助の仕組みの充実・普及にあたり、生活支援コーディネーターが関与をしていきます。

#### ① 高齢者の就労支援

高齢者等の雇用相談・援助等業務について、市内企業への周知を図るとともにシルバー人材センターや有償ボランティアへの登録及び活動を促進することで就労支援を行っていきます。

#### ② 認知症サポーターの活用

認知症施策において、認知症サポーター養成講座を受講した方のうち、地域での活動を希望する方により認知症に関する理解を深めるステップアップ講座を開催し、地域の認知症の人やその家族の支援ニーズに合った支援につなげる仕組み(チームオレンジ)を構築していきます。

#### ③ 老人クラブの育成

高齢者の知識と経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期の生活を豊かにするとともに、明るい長寿社会づくりを実現するよう、クラブ会員の増加や老人クラブ活動の活性化の支援を行っています。

#### ④ 介護支援ボランティア事業

介護保険施設等の登録事業所で、「レクリエーション等の補助や見守り、話し相手」等の軽微な活動を実施し、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防を行っていきます。活動を実施した高齢者にはポイントを付与し換金できる仕組みを設けます。